

平成 30 年度第 1 回恵那市上下水道事業経営審議会 議事録【要約】

日時：平成 30 年 8 月 29 日（水）

午後 2 時から 3 時頃まで

場所：市役所西庁舎 災害対策室

（敬称略）

出席委員：藤下和也、水野良則、黄地尚幸、西尾博隆、前川登、山内達雄、丸山文憲、
瀬藤錬一、林豊彦、池戸克行、後藤次哉、細井健吉、伊藤陽介、澤田幸三、日置政治、
町野誠一 16 名出席

欠席委員：坪井弥栄子、水野和一、夏目善市 3 名欠席

事務局：大塩康彦副市長（委嘱書交付・あいさつまで）

小林敏博水道環境部長、原章之管理官、市岡博久南水道管理室長、鈴木克哉課長補佐、
足立武士下水道総務係長、石原正貴事業係長、田村猛水道総務係長、原久晃水道総務
係担当係長、大島政樹水道総務係主査

傍聴者：0 名

1 開会（会議の公開について）

■委員の委嘱

（副市長より林豊彦委員へ委嘱書を交付。）

2 会長あいさつ

3 副市長あいさつ

■会議の成立

5 議題

（1）恵那市水道事業加入分担金の統一について（諮問）

（諮問書を読み上げ、副市長から会長へ諮問書を渡す。）

（副市長退席）

会 長：これより議事に入ります。最初に議題の 1、水道事業加入分担金の統一
についてということで、事務局の説明を求めます。

事務局：説明

- ・現状 1 水道事業加入分担金について【資料 1 ページ】
- ・現状 2 市内格差について【資料 2 ページ】
- ・現状 3 件数・収入実績（3 年間）【資料 3 ページ】
- ・現状 4 水道事業加入分担金に対する意見等【資料 4 ページ】
- ・課題 近隣との比較【資料 5・6 ページ】
- ・水道事業加入分担金統一改正（案）基本方針【資料 7 ページ】
- ・水道事業加入分担金の理論値を算出【資料 8・9 ページ】
- ・水道事業加入分担金統一改正（案）【資料 10 ページ】
- ・統一改正（案）の収支への影響【資料 11 ページ】
- ・統一改正（案）を反映した収支計画【資料 12 ページ】
- ・統一改正スケジュール（案）【資料 13 ページ】

・参考 水道料金の水準（他市比較）【資料14ページ】

- 会 長：ご意見、ご質問などある方お願いいたします。
- 委 員：平成32年から収支はプラスに転じるという中で、減価償却費が減るといことですが、これは新しい投資をあまりする必要が無いといこととで理解してよろしいか。
- 事 務 局：恵那市では、減価償却を95%まで行っており、減価償却期間が終わった段階で5%を残して計算しています。例えば1億円の固定資産を取得した場合、95%まで減価償却してあるものは500万円の残存価格が残る計算ですが、平成29年度に統合した際に旧簡易水道から引き継がれた資産の内、既に減価償却をし終わった資産については平成29年度と平成30年度の2か年度でさらに95%減価償却するという特別な償却を行っていますので、減価償却費が非常に大きく重たくなっています。平成29年度と平成30年度の予算も、1億円程度の赤字を想定して皆さんに収支計画をお示ししていたと思いますが、平成29年度決算については売り上げ、水道料金収入が見込みよりも大きく増加したことと、修繕費など予算がないと対応できないことから、その分の予算の不執行などもあり、赤字の額を4000万円程度に抑えることができました。売り上げの見込みもありますが、特に減価償却費については先ほど申し上げた特別な要因があるといことが1点あります。また、更新の方のお話ですが、資料の収支計画にも載せさせてもらっていますが、建設改良は当然毎年行います。投資は毎年3億円から4億円程度行う計画で、例えば老朽管の更新などを、できるだけ補助事業などを活用しながらやっています。投資をしないといことではありません。また水道施設についても、例えば古いコンクリートの配水池などがあり、耐震調査を今年行います。万が一更新しないといけないとい恐れもありますので、そういった更新をする経費も見込んで計画しております。
- 委 員：ちなみに水道管の95%の償却年数は何年ですか。
- 事 務 局：会計上の耐用年数は40年です。実際には、もっと使用できるものは使用できるようです。特に基幹管路や、重要給水拠点に送る管などを優先的に更新していくといこととで計画しています。
- 会 長：よろしいですか。他に意見のある方は。
- 委 員：2点ほど質問させていただきます。まず13ミリを新しく復活するといこととで、以前13ミリは水圧の低いところや技術的にいろいろな問題があって20ミリに変更したとい経緯がありますが、今回13ミリを復活させてそういった問題があるのではないかと心配しています。もう1点、今回の金額を統一する中で、上矢作地区を10年間据え置くといこととですが、できれば例外規定は作らない方が良くと思いますが、この地域の今後10年間に増加する金額などとバランスを見た場合に、こ

の例外規定が必要かどうか考えた方が良いというところが疑問に思ったところです。

会 長：事務局の方、いかがですか。

事 務 局：13ミリについて問題があるのではないかとということでしたが、水圧があれば口径が小さくても、使用水量が一定の水量に抑えた設計であれば使えるということで、その口径に合った設計であれば、問題ない設定をすれば使えます。

事 務 局：補足しますと、13ミリでも大丈夫な、水栓数や毎分使用水量など、新規の給水を受け付ける段階で、きちんとした基準を設ける、復活させることで、20ミリでないといけないものは20ミリでお願いしていく方針です。13ミリでは問題のあるような給水であれば20ミリ、あるいは25ミリといった問題のない口径でお願いしていくということをきちんとやっていくことで、そういった問題が発生しないようにしていくことを考えております。

2点目の、上矢作の一部の地域で供用開始から10年間据え置くというものは、まだこれらの地域は水道ができたばかりなのでどうかということで、あくまで案として出させてもらったもので、審議会の中でご審議いただければと考えていますので、よろしくお願ひいたします。ちなみに、石洞地区は平成26年度に供用を開始して現在4年経過、木の実地区は平成28年度に供用開始して現在2年経過している状況です。まだ加入率がそこまで高くないということで、提案の中ではこういったものを入れさせてもらいました。今もご意見をいただいたので、審議会の中でご検討いただきたいと思います。

事 務 局：ちなみに石洞地区は8戸中5戸が接続済みで3戸がまだ未接続、木の実地区は22戸中13戸が水道に接続済みで9戸が未接続で、数えるくらいですが、30戸中12戸の方がまだ接続していないというのが現状です。

会 長：よろしいですか。他に意見や質問のある方は。

委 員：私が住んでいるところは何十年か前に水道が引かれ、そのときに加入分担金を支払ったと思うのですが、加入分担金は誰が払うものなのでしょうか。新しく家を建てて水道を引く人は全部払うのか、アパートに入った人はその都度払うのか。移住者が払うとか言いますが、転居した人でそこに水道が引いてあれば払わなくてよいのか。不動産屋を通してアパートに入る人はそんなことは言われなと思います。そういう場合は、不動産屋が建物を建てたときに払っているのでしょうか。基本的なことを教えてもらいたい。

事 務 局：基本的には、本管がありますので、そこから分水、分岐して新たに水道を引き込んでメーターを設置する人に加入分担金をお支払いください。

ています。例えば、転居してきた方でも、もともと水道があるお家に住まわれる場合は、水道使用者の名義をその方に変更していただきそのままご利用いただきますし、アパートについてはほとんどがそのようなことになると思います。新しく建つアパートは、大家さんが加入分担金をご負担されて家賃の中で回収をされていくことになります。不動産屋のお話がありましたが、例えば建売の場合などはおそらく不動産屋でお支払いされて水道が引き込まれた状態で売却されるというのが一般的かと思います。建売でない場合は、土地があって家を建てられる方が新たに引き込みをされてその段階でお支払いをいただいているということになります。あとは、今、13ミリや20ミリを使用している方が、30ミリにしたい、40ミリにしたいなど、口径を大きくされる場合には、差額をご負担いただいています。

事務局：市役所の周辺で、例えば10戸のアパートを作ろうと思うと、最低でも1戸で27万円の加入分担金が必要なので、各部屋に水道を引き込むと270万円が必要になります。不動産賃貸業をやろうとする人はそのお金を支払わないと水道メーターがつかいません。近隣市などと定住競争していく中で、加入分担金が高いことが家賃にも撥ね返っていくことが想定されたので、先ほどお話があった13ミリの問題についても、アパートであれば13ミリで十分なので、その設定も必要ではないかと事務局としては考えました。

委員：私の子供がアパートを探す時、それぞれ勤務先が土岐市と恵那市で、恵那市のアパートは物件の数も少ないし家賃も高い、瑞浪市の方が物件の数も多くて家賃も安いということで、恵那市に住んでくれれば良かったのですが、瑞浪市のアパートに住んだということがありました。新しくアパートなど不動産を建てる場合、業者の負担が非常に大きいので、もし加入分担金を引き下げると恵那市のアパートが安くなり、移住定住する方も増えるというそういう設定なのではないでしょうか。

事務局：そういうことを期待しております。

委員：恵那市のアパートが安くなる可能性があるということでしょうか。

事務局：可能性があるということです。

会長：あと、どなたかよろしいでしょうか。

委員：転入者、移住定住をする方にとって、水道というのはどうしても問題になります。今ある空き家は井戸のままということが多く、いずれ空き家になるので水道は引かないという話になっています。そういう家に移住者の方が入りたい場合に、水道を引こうというときに52万円必要なことに、非常に抵抗があります。加入分担金を町で負担するわけにもいきません。このように改正されれば、大幅に安くなるということですが、今回52万円が実際にいくらになるのか具体的に教えていただきたい。

20ミリであれば118,000円に、13ミリであれば43,200円になるということで良いのですね

事務局：そういうことです。

委員：実際に安くなるのは良いが、維持して運営していけるかどうか。今回の引き下げについては、やはり税金の補填があるのでしょうか。

事務局：今回の引き下げに対する市の一般会計からの補填は考えていません。

委員：そうすると、今まではすごく儲かっていたということでしょうか。

事務局：統合する前の、それぞれの簡易水道単位ではそれだけのご負担が必要だったと言えると思います。それが市全体で、上水道事業ひとつで考えるところの水準でも経営していけるということです。

委員：平成29年度には1億4000万円ほど市から一般会計からお金が出ていたが、平成30年度はこの部分は出ているのでしょうか。

事務局：一般会計からの繰出しについては、総務省が定めた基準があるので、その基準に沿った金額だけを繰出ししています。例えばその分を一般会計は普通交付税などで措置されます。現在はルール分を繰り出しており、ルール外の分が補填ということになるとは思います。今後もルール分だけをいただいていっても収支が取れる見込みであるということです。

委員：平成29年度まで出ていた簡易水道での補填は、平成30年度はないということでしょうか。

事務局：平成29年度以前の旧簡易水道についても、いわゆる基準外というルール外の補填的な繰出しは平成23年度以降ありません。あくまで基準の中で一般会計の税や交付税の中で、水道事業会計や簡易水道事業特別会計へ繰り出さないといけないと決められた基準があり、その決められた分が繰り出されたということです。これは補填ではなくそもそも負担しなければならぬルールがあるので、普通交付税などで財源が国から来るものになります。例えば、簡易水道で借金をすると償還の半分を一般会計が負担することが決められています。その財源は交付税で国から一般会計はもらえるものになります。ここ数年、補填的なものをもらわなくても経営できていたということになります。

会長：他にどなたかよろしいでしょうか。

委員：上矢作の問題ですが、非常に難しい問題で、慎重に検討しなければならないことだと思います。他は、統一して負担が下がるということですので、皆さんも、移住定住から見ても歓迎するお話だと思いますが、8ページの理論値から見ても平成29年度から水道料金の統一をしているのですがなぜそのときに一緒にやらなかったのか。なぜ一緒にやれなかったのかそのあたりを伺いたいと思います。

事務局：水道事業加入分担金の統一については、ここ数年来課題のまま残されてきたものです。加入分担金の統一の時期についてですが、上水道事業と

簡易水道事業の統合後の決算を見てみないと、減価償却費を含めて将来的な収支計画をきちんと見出せないということで、平成29年度の統合後の決算を踏まえた収支計画で十分やっていけるのか確認して統一をしていきたいということになっていました。料金の統一からは遅れており、遅いと言われれば遅いわけですが、統合後の決算数値が出てきて、より将来の見込みが確かに見込める段階になったので今回提案させていただきました。

会 長：よろしいでしょうか。他どうでしょうか。

事 務 局：上矢作についてはいかがでしょうか。

事 務 局：上矢作については、10年間据え置いて52万円のままにさせていただくのかどうかということになります。

委 員：まだ水道を接続していない方がみえる。地元の方たちがどう思っているのかが問題です。

事 務 局：木の実地区などは平成28年度に供用開始されて、28年度、29年度30年度に接続された人は52万円ご負担いただいています。まだ13件水道を使っていない人が安くなったときに入られると、その前の人たちがご不満に思われるのではないかと思います。

事 務 局：恵那市の水道は99.6%の普及率で、ほぼ普及したということで加入分担金についてきちんと整理して統一をしていきたいと今回提案したわけですが、石洞地区、木の実地区についてはまだその水準でないということです。

委 員：毎年で段階的にしていくことはどうか。

事 務 局：可能です。

委 員：条例が設定された時点で分担金の水準が変わるということです。昨日付けた人は52万円、今日付けた人は11万円ということになります。これは仕方がないと思います。条例が決まった時点で法律が変わる、それでいいのではないかと思います。移住者の方でも去年来た人は52万円払って水道を引いています。この条例が変わった後に来た人は11万円払って水道を引く。どうしてもこういうことは起きるので、どこかで線を引かないといけないと思います。

事 務 局：石洞地区と木の実地区については、移住者ではなくずっとそこに住んでいて、水道管が家まで来て1栓立ててあって、メーターボックスが空の状態です。隣の方は52万円支払ってメーターを付けている。それを考えると少し期間をあけた方が良いでしょうと考えるとこのような提案をさせていただきました。

委 員：簡単に考えると、なんで他の地区が安くなった時にうちの地区だけ安くないのかという話になるのでは。先ほどのお話のとおり、条例が変われば恵那市全部安くなる方が、市としても安全面、衛生面で良いので

はと思います。

委員：地域から見ると人間関係的に相当ギクシャクするかもしれない。移住者なら良いかもしれないが、私としてはある程度、このくらいの最低限の制約はあっても良いかもしれない。審議会でこの制約をはずすなどやってもよいが、住んでいる人間関係の部分を考えてあげないと、あまり人間関係がギクシャクしない方法を考えてあげないといけない。

会長：賛否両論出ましたがいかがでしょうか。

委員：上矢作の2つ地区は、何件くらい52万円で加入されていますか。

事務局：石洞地区は、8軒中5軒の方が52万円支払って水道に接続していただいて残り3軒残っています。木の実地区は22軒中13軒の方が52万円を支払って接続していただいて残り9軒です。これがほぼ8割9割程度接続されていれば良いのですが、6割程度なので少し期間をあけた方が良いと思いました。10年間を空ける場合、石洞地区ですと平成26年に供用開始されたので平成36年から、木の実地区は平成28年供用開始なので平成38年から安くなることとなります。あと6年とあと8年ということになります。

委員：仮にこのままであれば、10年後に下がるということが公開されると思いますので、あと3年待てば下がるか、ということになります。タイミング的にどれくらいにやるかということだけになると思います。

事務局：今日は、なかなか結論は出ないと思います。このあと9月からパブリックコメントもあり、その辺りの意見も踏まえまして、次回このことも踏まえて審議いただいた上で、答申へ至ればと思います。

会長：次回の予定はいつ頃になりますか。

事務局：パブリックコメントを踏まえて9月下旬から10月上旬頃にと考えております。

会長：事務局からお話がありましたが皆さんいかがでしょうか。

委員：今日は上矢作の夏目委員が来ていないので、よく意見を聞いてもらいたいと思います。

事務局：個別にお話させてもらって、地域の状況も聞いておきます。

6 その他

(1) 今後の予定について

事務局：次回ですが、9月下旬から10月上旬頃に水道事業と下水道事業の決算報告も含めて、もう一度審議会を開催させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

7 閉会